



際しては、実験指針に定める物理的封じ込めのための「封じ込めの設備」及び「実験室の設計」を施し、「実験実施要項」を遵守するとともに、これらに関する社内規程を設け、それを遵守しなければならない。

4 乙は、組換えDNA実験の実施に際し、P3及びP4レベルで取り扱う必要のある病原体は使用しない。

5 乙は、組換えDNA実験の実施に際し、病原体を用いる場合には、「国立予防衛生研究所病原体等安全管理規程」に準じ、厳重な管理の下に実験を行わなければならない。

(微生物の安全管理等)

第5条 乙は、事業活動に際しては、次に掲げる常在菌のみを使用する。

(1) 細菌 大腸菌、黄色ブドウ球菌、緑膿菌

(2) 真菌 黒カビ、カンジダ

際しては、実験指針に定める物理的封じ込めのための「封じ込めの設備」及び「実験室の設計」を施し、「実験実施要項」を遵守するとともに、これらに関する社内規程を設け、それを遵守しなければならない。

4 乙は、事業活動として、遺伝子組換え実験の実施に際し、P3及びP4レベルで取り扱う必要のある病原体は使用しない。

5 乙は、遺伝子組換え実験の実施に際し、病原体を用いる場合には、「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」に準じ、厳重な管理の下に行わなければならない。

(微生物の安全管理等)

第5条 乙は、事業活動に際しては、Biosafety Level\*4段階の1及び2の菌を使用する。

\*: 国立感染症研究所病原体等安全管理規程別冊1「病原体等のBSL分類等」平成22年6月を参照した。病原性は、Biosafety Level (BSL)として4段階(1, 2, 3, 4)で表されており、数値が高くなるにつれて病原性が高いと定義されている。

2 乙は、前項の菌を用いた事業活動を行う場合に



において、基本指針及び本協定の履行状況を確認するとともに、甲が必要と認める事項について調査し、審議するものとする。

2 委員会は、前項の目的を達成するため、必要に応じ、乙の施設内に甲とともに立入調査を行うことができる。この場合において、委員会は、乙に報告等を求めることができる。

(従前の協定の失効)

第26条 平成6年12月16日付けをもって甲及び乙の間において締結した環境保全協定は、この協定の締結の日をもって失効する。

確認するとともに、甲が必要と認める事項について調査し、審議するものとする。

2 対策委員会は、前項の目的を達成するため、必要に応じ、乙の施設内に甲とともに立入調査を行うことができる。この場合において、対策委員会は、乙に報告等を求めることができる。

(従前の協定の失効)

第26条 平成13年3月26日付けをもって甲及び乙の間において締結した環境保全協定は、この協定の締結の日をもって失効する。